

※個別契約書は年度ごとに締結するものとします。
※本案を基に、落札者と協議の上、必要に応じて修正するものとします。

(留守家庭児童育成室医療的ケア看護師派遣業務)

労働者派遣個別契約書（案）

吹田市（以下「派遣先」という。）と株式会社●●●（許可番号「派●-●●」）。以下「派遣元」という。）は、令和7年●月●日付で締結した労働者派遣契約に基づき、労働者派遣個別契約を次のとおり締結する。

業務内容	(1) 派遣元 派遣元は、派遣先が必要とする看護師数を確保し、派遣先が指示する留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）へ看護師を派遣すること。なお、派遣元は、事前に派遣看護師名簿を提出し、派遣先の承認を得なければならない。 (2) 派遣看護師 ① 対象の医療的ケア児の実態に応じ、派遣先が作成する「医療的ケア実施マニュアル」に基づき、医療的ケアを行うこと。 ② 派遣先が必要と判断した場合には、育成室行事などに同行すること。 ③ 派遣先が必要と判断した場合には、医療的ケア児に係る会議や医療的ケア学校安全委員会等に参加すること。 ④ 派遣先の育成室における対象の医療的ケア児に関する書類作成や行事に係る計画作成等について助言等を求められた場合は応じること。 ⑤ 派遣先が必要と判断した場合には、医療機関で実施される主治医とのカンファレンスに参加すること。 ⑥ 勤務した日の勤務表及び対象の医療的ケア児の看護記録を作成すること。 ⑦ 育成室に登室する児童において怪我や発熱等が生じた際は、医療的ケア児に対する医療的ケアに支障のない範囲で、応急処置を行うこと。
責任の程度	役職を有さない。（所定外労働なし、部下なし。）
就業場所 ・ 組織単位	吹田市立●●留守家庭児童育成室（吹田市●●町●丁目●番●号）
指揮命令者	放課後子ども育成室 室長（又は参事） ●● ●●
派遣期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
就業日	(1) 開室日のうちの医療的ケア児の登室日。 開室日は平日及び第4土曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間、3月31日は除く。 (2) 医療機関で実施される主治医とのカンファレンス 年1回程度
就業時間	(1) 平日においては、小学校の授業終了後（放課後）から17時00分までとする。ただし、延長保育を利用する場合は19時00分までとする。 (2) 第4土曜日については、8時30分から17時00分までとする。 (3) 長期休業期間においては、8時00分から17時00分までとする。ただし、延長保育を利用する場合は19時00分までとする。 (4) 小学校の行事等による平日の代休日、始業式、終業式等については、8時30分から17時00分までとする。ただし、延長保育を利用する場合は19時00分までとする。 (5) 医療機関で実施される主治医とのカンファレンスについては、上記時間を除く1回2時間程度。
安全及び衛生	派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規程を適用する。

苦情処理 申出先	派遣元	株式会社●●●● ●● ●● TEL ●●●●			
	派遣先	吹田市教育委員会事務局 地域教育部 放課後子ども育成室 主幹 ●● ●● TEL ●● ●● FAX ●●●●●			
苦情処理方法・ 連携体制等	<p>1. 苦情処理申出先（派遣元）記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。</p> <p>2. 苦情処理申出先（派遣先）記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。</p> <p>3. 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。</p>				
労働者派遣契約 の解除の場合の 措置	<p>1. 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。</p> <p>2. 就業機会の確保 派遣先及び派遣元は、労働者派遣契約の履行期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めることとする。</p> <p>3. 損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の履行期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができない場合は、次の各号により、派遣元に生じた損害の賠償を行わなければならない。ただし、派遣先及び派遣元双方の責に帰すべき事由がある場合は、派遣先及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合を考慮し、賠償額を定めるものとする。</p> <p>(1) やむを得ない理由により派遣元が当該派遣労働者を休業させる場合 休業手当に相当する額</p> <p>(2) やむを得ない理由により派遣元が当該派遣労働者を解雇する場合 派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元が解雇の予告をしないときは 30 日分、当該予告をした日から解雇の日までの期間が 30 日に満たないときは当該解雇の日の 30 日前の日から当該予告の日までの日数分の賃金に相当する額</p> <p>4. 労働者派遣契約の解除の理由の明示 派遣先は、労働者派遣契約の履行期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対し明らかにすることとする。</p>				
派遣元責任者	株式会社●●●● 代表者 ●● ●● TEL ●●●●				
派遣先責任者	吹田市教育委員会事務局 地域教育部 放課後子ども育成室 室長 ●● ●● TEL ●● ●● FAX ●● ●●				
時間外労働	有	休日労働	有	派遣人員	1人
便宜供与	派遣労働者による就業場所の福利厚生施設の使用に関しては、派遣先の使用許可を受けた上で、使用できるものとする。				
派遣労働者の 限定	派遣労働者は、協定対象派遣労働者に限定する。また、派遣労働者は、無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない。				

派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	派遣先は、労働者派遣法第40条の7の規定に基づき派遣労働者を採用する場合は、あらかじめ、派遣元にその旨を通知するものとする。
-------------------------	--

本契約締結の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各々1通を保持するものとする。

令和 7年 月 日

派遣先 吹 田 市

代表者 吹田市長 後藤 圭二

印

派遣元 ●●●●

株式会社●●●●

代表者 ●●●●

印